

(イ) 産業廃棄物処理実績

産業廃棄物処分業者に対しては、1年間の廃棄物の処理実績を毎年知事（千葉市長・船橋市長・柏市長）に報告するよう求めており、千葉市・船橋市及び柏市を含む23年度の実績は次のとおりです。

a 中間処理量

23年度の中間処理量は889万6,671tと22年度に比べ50万7,530t減少しています。

種類別に見ると、がれき類448万5,754t（50.4%）、汚泥199万5,446t（22.4%）、木くず60万6,971t（6.8%）、廃プラスチック類45万3,166t（5.1%）などとなっています。

また、発生地域別に見ると、県内発生物が550万4,049t（61.9%）、県外発生物が339万2,623t（38.1%）となっています。

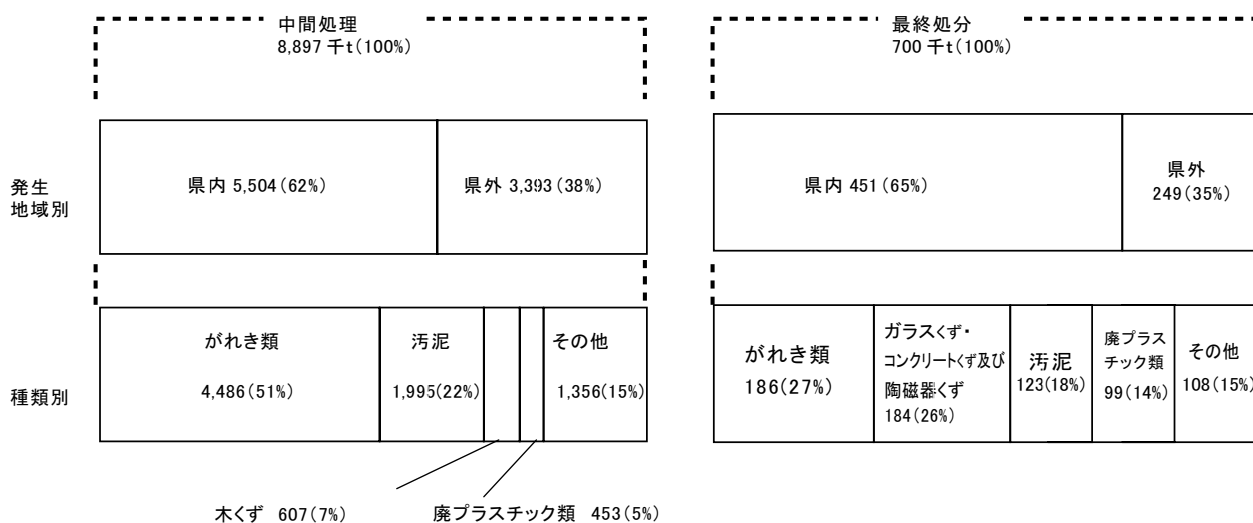
b 最終処分量

23年度の最終処分量は69万9,592tと22年度に比べ11万6,246t減少しています。

種類別に見ると、がれき類18万6,135t（26.6%）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず18万3,778t（26.2%）、汚泥12万3,401t（17.6%）、廃プラスチック類98,501t（14.1%）の順となっています。

また、発生地域別に見ると、県内発生物が45万1,255t（64.5%）、県外発生物が24万8,337t（35.5%）となっています。

図表 3-2-10 産業廃棄物処理業者による中間処理・最終処分の実績(23年度)



(注)産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物処理実績報告を基に廃棄物指導課集計。

(千葉市、船橋市、柏市分を含む。)

2. 県の施策展開

(1) 廃棄物の適正処理の確保

ア 適正処理に向けた体制づくり

(ア) 一般廃棄物

a 広域化・集約化による一般廃棄物処理施設整備の促進

市町村等が、地域の実情等を踏まえながら必要となる施設整備を行う際には、技術的助言や広域処理体制の構築に向けた調整を行っています。

また、施設の更新に伴い廃止されたごみ処理施設については、安全性の確保と敷地の有効利用の観点から、管理を徹底するとともに、倒壊のおそれのある施設は、早期の解体撤去を促進しています。

b 災害廃棄物処理対策の整備

(a) 市町村の災害廃棄物対策への支援

大規模災害が発生した場合に生ずる災害廃棄物を被災市町村が適切に処理するために、各市町村において災害廃棄物の収集、運搬の方法等について計画を定めておくことが重要です。

県では各市町村の災害廃棄物の処理計画の策定を支援するため、13年3月に「千葉県市町村震災廃棄物処理計画策定指針」を策定し、災害廃棄物の処理等について県の基本的な考え方を示しています。なお、24年度末現在で県内54市町村中52市町村が災害廃棄物の処理計画を策定しています。

また、23年3月に発生した東日本大震災では、津波や液状化によって、県内でも大量の災害廃棄物が発生しましたが、各市町村と関係団体の協力で迅速かつ適切な災害廃棄物の処理が行われました。

県では、この東日本大震災での経験をもとに、災害廃棄物の処理が円滑に行えるマニュアルを市町村において整備することが必要と考え、25年3月に「千葉県市町村災害廃棄物処理マニュアル策定ガイドライン」を作成しました。ガイドラインは災害発生時の初期対応に重点を

置いた内容となっており、このガイドラインをもとに市町村においてマニュアルを整備し、既存の処理計画と併せて活用することで、災害廃棄物の処理をより迅速かつ円滑に進めることができます。

今後も、大規模災害に備えるため、適宜指針等の見直しや市町村の災害廃棄物対策への支援を行い、県内の災害廃棄物の処理体制の整備に努めます。

(b) 市町村及び関係団体との協力体制の構築

県では阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、災害廃棄物の処理などの対策として相互援助協定の締結促進を図ってきましたが、9年7月には県下全市町村及び一部事務組合によりごみ処理事業の協力を行う「災害時における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」が締結されました。

また、市町村が独力では対処できない大規模な災害廃棄物の処理について、民間業者の支援を受けることにより早期の復興が可能となることから、15年9月に、社団法人千葉県産業廃棄物協会及び千葉県解体工事業協同組合と、それぞれ「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定」を締結しました。

さらに、主に避難所における仮設トイレを対象とした、し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬について、社団法人千葉県環境保全センターと、19年8月に「大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に係る協定」を締結しています。

c 海岸漂着物対策の促進

海岸における良好な景観及び環境の保全を図るため、県では、海岸漂着物処理推進法に基づき、沿岸市町村の漂着物調査を行い、「千葉県海岸漂着物対策推進協議会」を設置して意見を伺うとともにパブリックコメントや各市町村長から意見を聴取し、23年2月に「千

葉県海岸漂着物対策地域計画」を作成しました。

内容は、海岸漂着物対策を重点的に推進する区域や海岸漂着物対策の推進に必要な事項を盛り込んだ計画としており、重点的領域として、5区域（館山市、木更津市、鴨川市、富津市、いすみ市）の海岸を選定し海岸漂着物の回収処理を行っています。

d し尿処理汚泥の再資源化の促進

し尿処理施設から発生する汚泥は、農家等に肥料として供給されたり、焼却後、エコセメント等の原材料として利用することができますが、資源化されずに埋立処分されているものもあります。

し尿処理施設から発生する汚泥については、今後更に再資源化を促進する必要があります。

e 一般廃棄物処理施設に係る立入検査

廃棄物処理法第19条の規定により、24年度に市町村・一部事務組合及び民間が設置しているごみ焼却施設など一般廃棄物処理施設159施設（図表3-2-11）に立入検査を実施し、施設の維持管理状況の確認、放流水や焼却灰等の採取、分析を行いました。

その結果、2施設について、維持管理等の不備が確認されましたが、いずれも軽微な内容で、必要な改善指導を行いました。

図表 3-2-11 立入検査の状況(24年度)

種類	立入施設数	指導件数	分析試料数
ごみ処理施設	92	0	21
うち焼却施設	43	2	21
最終処分場	36	0	15
し尿処理施設	20	0	0
その他の施設	11	0	0
合計	159	2	36

(イ) 産業廃棄物

a 排出事業者への情報提供

産業廃棄物の適正処理の推進を図るため、講習会の開催、広報資料の作成・配布やホームページ、インターネット、広報誌等広報媒体への掲載等を通じて、事業者に向けた適正処理、発生抑制及び再資源化等に関する普及

啓発事業を行っています。

24年度は県内で2回の講習会を開催しました。

また、20年度から新たな試みとして、適正処理について自己診断が行えるよう「産業廃棄物委託処理チェックシート」を作成し、ホームページ等の広報媒体へ掲載するとともに、関係機関・団体の協力も得て、チェックシートを配布するなど普及促進を図っています。

b 排出事業者に対する規制・指導

(a) 産業廃棄物排出事業場に係る立入検査

24年度は、有害物質を取り扱う事業場、産業廃棄物処理業及び建設業などを重点的に選定し、1,438事業場について実施しました。

（図表3-2-12）

図表 3-2-12 産業廃棄物排出事業場の立入検査結果(24年度)

業種	立入検査事業場数	改善措置事業場数	改善措置区分			
			改善命令	改善勧告	文書指導	口頭指導等
製造業	269	62	0	0	1	61
医療業	111	28	0	0	0	28
廃棄物処理業	99	85	0	0	71	14
建設業	546	80	0	0	33	47
その他	413	107	0	0	11	96
合計	1,438	362	0	0	116	246

産業廃棄物の排出状況、処理状況、管理体制等について検査するとともに、必要に応じて産業廃棄物を採取・分析し、362事業場に対して改善措置を行いました。

その主な内容は廃棄物の不適正な保管、不適正な委託処理、産業廃棄物管理票等の不備でした。

(b) 多量排出事業場の指導

廃棄物処理法では、前年度の排出量が産業廃棄物にあつては1千トン以上、特別管理産業廃棄物にあつては50トン以上の事業場を設置している事業者に、多量排出事業者として処理計画の作成及び計画の実施状況の報告を義務付けています。

県では、事業者自らが適正処理及び減量化・再資源化に取り組むよう指導しています。なお、24年度においては、460事業場から

処理計画又は実施状況が提出されました。

(c) 環境保全協定に基づく指導

千葉臨海地域の協定工場に対しては、生産施設及び公害防止施設の新增設に係る事前協議を行い、廃棄物の発生抑制・再利用・再資源化の促進及び適正処理などに関する指導を行いました。

24年度は、事前協議は14件あり、この事前協議に基づき、適正処理や減量化等の指導を行いました。

(d) 進出予定事業者等に対する指導

県内の工業団地等への立地及び大規模な工場立地を計画している事業者等に対しては、建設時から廃棄物の発生抑制・再利用・再資源化の促進及び適正処理に努めるよう事前指導を行っており、24年度は18件について指導しました。

c 産業廃棄物処理業者に対する規制・指導

産業廃棄物処理業者に対しては、廃棄物処理法及びその運用通知等を周知し、適正処理の徹底を図るため、処理業者セミナー等を実施しています。

また、廃棄物処理法に基づく規制のほか、「千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」等に基づき、適正処理の指導を行っており、24年度は同要綱に基づく事前協議の申請を22件受理しました。

さらに、中間処理業者及び最終処分業者については、重点的に立入検査を実施し指導の徹底を図っています。

24年度は延べ351業者に対して立入検査を実施し、廃棄物の保管場所の無届変更など不適正な処理のあった延べ181件について、改善指導等を実施しました。(図表3-2-13)

図表 3-2-13 産業廃棄物等処理業者に対する立入検査結果等(24年度)

立入検査対象 (業の区分)	延べ 立入 件数	延べ 指導等 件数	指導等の内容		
			改善 命令	改善 勧告	指導票
収集運搬業	30	12	0	0	12
中間処理業	272	175	2	2	171
最終処分業	49	0	0	0	0
合計	351	187	2	2	183

(注)・廃棄物指導課調べによる。(千葉市、船橋市及び柏市分を除く。)・最終処分場の立入件数については、許可条件に基づく立入検査の件数を含む。

d 優良産廃処理業者認定制度

排出事業者が自らの判断でより優良な処理業者を選択できるよう、一定の基準を満たした処理業者を明らかにする制度で、22年の廃棄物処理法の改正により、旧優良性評価制度に代わり、平成23年4月1日から新たに「優良産廃処理業者認定制度」が創設されました。

新たな「優良産廃処理業者認定制度」では、遵法性、事業の透明性、環境配慮の取組の実施、電子マニフェストの利用及び財務体質の健全性に係る5つの基準に適合する、優れた能力及び実績を有する産廃処理業者を認定し、認定を受けた処理業者は、通常5年の産廃処理業の許可の有効期間を7年とする等の特例を付与することとなっています。

なお、25年3月末現在で、収集運搬業者90社、中間処理業者10社の適合を確認しています。

イ 適正処理に向けた仕組みづくり

産業廃棄物の不適正な処理を防止するためには、産業廃棄物の発生から処分に至る処理の透明性を確保した適正処理に向けた仕組みづくりが必要です。

(ア) 産業廃棄物管理票(マニフェスト)報告制度について

排出事業者は産業廃棄物を他人に委託するときには、「産業廃棄物管理票」(以下「マニフェスト」という。)を交付することが必要ですが、20年4月からは、前年度の交付状況を毎年、県又は政令市等に報告することが義務

付けられました。

これにより、県内で発生した産業廃棄物の移動の状況や処理の状況を行政が把握することができるため、不適正処理の防止や循環型社会の実現に向けた、基礎的な統計データの精度が高まることが期待できます。

24年度については、県内（千葉市・船橋市・柏市を除く。）の6,997事業者における10,879事業場の交付実績に対して、報告がありました。

（イ）電子マニフェスト制度の普及・促進

産業廃棄物管理票（マニフェスト）は、排出事業者自らが、処理業者に委託した廃棄物の流れを把握して不適正処理の防止等、適正な処理を確保するための制度として運用されてきましたが、紙マニフェストによる管理では、記入洩れ、返送時の紛失、虚偽記載など、様々な課題が発生しています。

電子マニフェストは、環境大臣が指定した「情報処理センター」の下でマニフェスト情報を一元管理することにより、紙マニフェスト管理上の諸課題を解決するものです。

国において、22年度末までに、電子マニフェストの目標普及率を50%とし、県においても千葉県廃棄物処理計画の中で、同様の目標を定めて普及促進を進めていましたが、目標達成には至らず、引き続き排出事業者等にリーフレットを配布するなど普及促進に努めています。

（ウ）公共工事における適正処理の推進

高度経済成長期に整備された大量の建築物、土木構造物などの社会資本が更新時期を迎え、建設廃棄物の排出量の増大が想定されています。

このため県においては、公共事業を対象に「千葉県建設リサイクル推進計画2009」を策定し、関係者の意識向上や連携強化に努めています。特に適正処理については、電子マニフェストの普及促進のほか、指導・監督体制の強化を推進しています。

ウ 循環型社会形成推進交付金の活用

ごみ処理施設の設置には多額の費用を要するため、公衆衛生の向上や公害問題の解決を目的に国庫及び県費補助を行い、施設の整備拡充を図ってきました。17年度には、国において、これまでの補助金を廃止し、広域的な観点からの循環型社会の形成を図る新たな制度として「循環型社会形成推進交付金」が創設されました。

この循環型社会形成推進交付金では、循環型社会の形成を推進するため、補助金では交付対象であった単純な焼却施設や可燃性廃棄物の最終処分場などを交付対象外とし、廃棄物を材料・原料として利用するためのマテリアルリサイクル施設や、廃棄物を焼却したりバイオガスに転換した上で余熱利用を行ったり、廃棄物を燃料等に転換するエネルギー回収施設が交付対象となりました。

なお、24年度には、県内の市町村及び一部事務組合が整備する廃棄物処理施設の10施設に対し、国から約14億7,400万円の交付金が交付されました。

エ 流入する産業廃棄物対策

県では排出事業者責任を明確にし、県外廃棄物の不法投棄の防止等を図るとともに、最終処分場の確保を図り、生活環境の保全に資する目的で「千葉県県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱」を定め、2年4月から運用しています。

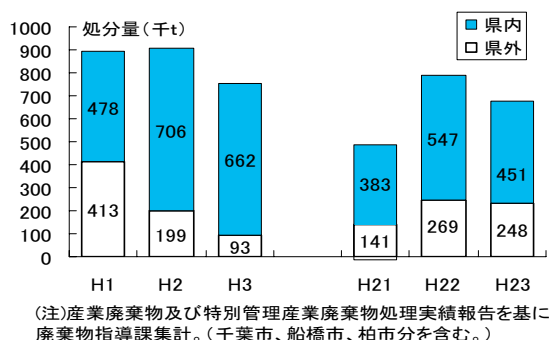
この要綱に基づき、安定型産業廃棄物の最終処分については全処分量の25%削減、管理型産業廃棄物の最終処分については全処分量の50%削減、県外の積替保管・選別施設経由の搬入禁止などについて指導しています（千葉市、船橋市及び柏市は独自の要綱により指導）。

また、要綱では、県外産業廃棄物を県内で処理しようとする場合、排出事業者は事前に知事に対し、協議（最終処分）又は届出（中間処理等）を行うこととしており、24年度の

事前協議及び届出の件数はそれぞれ249件及び19,194件（うち、一括届出数は3,299件）でした。

県内の産業廃棄物処理業者による県外産業廃棄物の最終（埋立）処分量は、要綱施行前に比べ減少し、23年度は、約25万トンと県内で最終処分された量全体の約35%となっています。

図表 3-2-14 産業廃棄物処理業者による最終処分実績



オ 特別管理産業廃棄物対策

(ア) ポリ塩化ビフェニル廃棄物対策

*ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処理については、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」が13年7月15日に施行され、PCB廃棄物を保管する事業者はPCB廃棄物を適正に保管するとともに毎年PCB廃棄物の保管状況等を県又は政令市等に届出することとされています。

この届出等によると、23年度末現在、高圧トランス約2,000台、高圧コンデンサ約1万1千台、安定器約22万5千台等が保管されています。

また、高圧トランス約360台、高圧コンデンサ約370台、安定器約9,900台が使用されています。

事業者に対しては広報や立入検査等により確実かつ適正な処理について指導しています。

24年度は、保管場所の立入検査を575件実施しました。

県内のPCB廃棄物については、日本環境

安全事業株式会社が東京都江東区に設置した東京PCB廃棄物処理施設（17年11月稼動）において、19年度から処分が開始されています。

県では、21年5月に「千葉県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」を改定し、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を、総合的かつ計画的に進めています。

(イ) アスベスト廃棄物対策

*アスベスト廃棄物については、建築物に吹き付けられたアスベストや、アスベスト保温材などの特別管理産業廃棄物としての「廃石綿等」、アスベストを含むスレートや成型板などの「石綿含有産業廃棄物」に区分されています。

これらの処理については、廃棄物処理法の処理基準に基づいて、熔融または無害化する中間処分か、固形化等の飛散防止措置を行い最終処分場に埋め立てることが求められます。

24年度は、廃石綿等を排出する事業場の立入検査を139事業場に対して実施し、そのうち保管基準に関する指導を、口頭で11事業場に対して行いました。

(2) 廃棄物の不法投棄の根絶

ア ゴミゼロ運動

関東甲信越静の11都県では毎年5月30日（ゴミゼロの日）に近い日曜日を「関東地方環境美化行動の日」と定めて、空き缶等の収集活動を中心に街頭での広域的な統一美化キャンペーンを行っています。

本県では昭和57年度から実施しており、24年度は5月27日の一斉清掃日を中心に、54市町村において約59万人が参加し、816トンのごみを収集しました。

イ 廃棄物の不法投棄対策

(ア) 365日・24時間体制の監視パトロールの実施

11年4月、昼間中心の監視活動を転換して、全国で初めて休日・夜間を問わず24時間・